（添付書類　例１）

○○町会防災部規約

（名　称）

第１条　この部は、○○町会防災部（以下「防災部」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　防災部の事務所は、○○町会会館内に置く。

（目　的）

第３条　防災部は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事　業）

第４条　防災部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(１)防災に関する知識の普及に関すること。

(２)地震等に対する災害予防に関すること。

(３)地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食・給水等応急対策に関すること。

(４)防災訓練の実施に関すること。

(５)防災資機材等の備蓄に関すること。

(６)その他防災部の目的を達成するために必要な事項

（部　員）

第５条　防災部は、○○町会内にある世帯をもって構成する。

（役　員）

第６条　防災部に次の役員を置く。

(１)部　長　　１人

(２)副部長　　２人

(３)班　長　　５人

(４)会　計　　１人

(５)監査役　　２人

（役員の任務）

第７条　部長は、防災部を代表し、事業を統括し、平常時の予防活動及び地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副部長は、部長を補佐し、部長に事故のあるときは、その職務を行う。

３　班長は、班員を指揮し、予防活動応急活動にあたる。

４　部長、副部長及び班長は、本部の構成員となり、事業の運営にあたる。

５　会計は、部の予算の編成、金銭の出納保管並びに収支決算を行う。

６　監査役は、部の会計を監査する。

（会　議）

第８条　防災部に総会及び本部をおく。

（総　会）

第９条　総会は、全部員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は部長が招集する。

４　総会は次の事項を審議する。

(１)　規約の改正に関すること。

(２)　防災計画の作成及び改正に関すること。

(３)　事業計画に関すること。

(４)　予算及び決算に関すること。

(５)　その他、総会が特に必要と認めたこと。

５　総会は、その付議事項の一部を本部に委任することができる。

（本　部）

第１０条　本部は、部長、副部長及び班長によって構成する。

２　本部は次の事項を審議し、実施する。

(１)総会へ提出すべきこと。

(２)総会により委任されたこと。

(３)その他本部が特に必要と認めたこと。

（班の設置）

第１１条　防災部は、第４条の事業を遂行するため、次の班をおく。

(１)情報班

(２)消火班

(３)救出救護班

(４)避難誘導班

(５)給食給水班

(６)○○○（マンション名）班

（防災計画）

第１２条　防災部は、地盤等による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

(１)地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(２)防災知識の普及に関すること。

(３)防災訓練の実施に関すること。

(４)地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食・給水に関すること。

(５)その他必要な事項

（会　費）

第１３条　防災部の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

（経　費）

第１４条　防災部の運営に要する経費は、会費やその他の収入をもってこれにあてる。

（会計年度）

第１５条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（会計監査）

第１６条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２　監査役は、会計検査の結果を総会に報告しなければならない。